

第8回議員報酬等に関する在り方調査会会議録

(大森座長)

おはようございます。本日第8回会議になります。

引き続きまして政務調査費について議論を進めたいと思います。本日、お手元に資料があると思いますが、今まで政務調査費について議論があつたところを整理しまして、前回の議論を含めて少し皆さま方からご意見を出していただいて、何をどういうふうに調べるか、僕らは調査会ですので、どういうふうに調べるかということ、調べるスタンスみたいなものについて少し皆さま方からご意見をお寄せいただければと思います。

とりあえず事務局のほうに資料を準備していただきましたので、簡単に説明していただきましょうか。

(事務局)

資料1 県政調査研究費交付金の推移

第2回の調査会の時に、大森先生から詳細な資料を出していただいたかと思うのですが、政務調査費の前身のような形で各会派に対して出す補助金、公益という部分に注目して、それであればいいだろうということで、どこの県でも出されておったと聞いておりますが、三重県の場合、「県政調査研究費交付金」ということで昭和48年度から出されておりました。

「※」には1人当たり月額と書いてありますが、これは積算根拠という意味であって、三重県議会各会派県政調査研究費交付要綱に基づき各会派に対して交付されていた会派分だけでございます。従いまして、この1人当たり月額、例えば昭和48年度ですと4万円という金額で、所属人数をかけてその会派に対して交付がされています。

これは当初予算に関する説明書にこの金額が書かれておってこの人数というふうになっておりますが、例えば昭和55年度で申し上げますと、欠員が生じておりましたが、その当時は12月に知事選挙があったということで、ここで補欠選挙が行われれば54名になるだろうという積算がされておったというようなことでございます。

あと、平成7年度とか11年度、これは改選年でございまして、欠員が生じておったけれども、改選に伴ってまた定数どおりの議員が戻って来るというよう

な形の積算がされております。いずれにいたしましても、平成 7 年度に 1 人当たり月額が 33 万円になって、これが平成 12 年度まで続いているという、そういう表でございます。

資料 2 政務調査費の交付額

これは前回のご議論の中で大きな宿題となっておった部分でございます。政務調査費というのが平成 13 年度からできたわけなのですが、特に大きな宿題は、33 万円の根拠は何であったか、そして会派分、議員部分の配分がなぜこのようになったのかというふうなことで宿題をいただいておりました。

できる限り調べるということであったのですが、実はこの「資料 2」と書いたページをはねていただきますと、「○○（都道府）県政務調査費の交付に関する条例（例）」というのがございまして、これは全国議長会のほうで役員会決定をされました、いわゆる条例準則のような類のものでございます。これに沿つて定めていけばというようなことの中で、このようなものが平成 12 年 11 月 10 日に役員会で決定されて、各都道府県に流れてまいりました。これを基に条例を検討していくこうということを決定していただいたようなのですが、実際のところ、そこに書きましたとおり、交付金額は、「現行」と言いますのはその平成 12 年度当時ですが、県政調査研究費交付金と同額の 33 万円。それから四半期ごとの交付というのは、この条例例の中でも四半期交付と毎月交付の両方の規定がございましたので、三重県議会の場合は四半期交付を選択しております。

それから、この条例を議員提出条例とするということですが、問題は、交付先は会派及び議員とすると。配分は会派 15 万円、議員 18 万円とすると。この根拠、それがなぜかということは調査ができませんでした。

条例は、平成 13 年 3 月に制定されたのですが、それ以降、この本則の 15 万円、18 万円というのは現在も変わっておりません。附則で何%減額ということはやられておったことはありますし、現在もやっておりますが、本則は改正されておりません。

資料 3 平成 19 年度分から平成 22 年度分の政務調査費の收支報告の状況

平成 19 年度分、これは 5 月以降の分なのですが、1 万円以上の領収書を添付して公開というふうに決めていただいた時でございます。平成 20 年からこういう形で公開をしておるわけなのですが、その收支報告書とか領収書を添えた閲

覽とは別に、ホームページでここまでの中の内容は公表いたしております。1ページ目は会派分、それから2ページ目は議員分という形の公表をいたしております。

ただ、ここに表れてくるのは、交付額に対する収支報告額総額ということでございますので、どういう部分にいくらお使いになったかというのは、これだけでは分かりません。同じような形で平成20年度分もあるんですが、こちらのほうはもうすでに1円以上、原則すべての領収書を添えて公開するという内容になった年でございます。

それから、平成21年度分も同じような内容なのですが、この時に条例附則で10%減、33万円の10%、3万3千円に相当しますが、それを会派分から差し引いて11万7千円とするという形の措置がなされておりました。その後は若干変わっておりますが、同じような形の公表をいたしております。

それから、平成22年度分も同じ額でございます。

そういうような形で、ここまでの中の情報であればホームページに出てはおるのですが、これではちょっと分かりにくいということで、資料4、それから資料5、6はその中身について少し詳しく書いてみました。

資料4 平成22年度政務調査費の会派分の科目別支出状況

使途項目、支出科目を構成比で示したものでございます。「会派E」と書いてありますところ、これはまったくゼロ、会派分としても使われていないという状況でございます。あと、会派A、会派Bとかいうところでは、調査研究費、それから研修費等々使っておみえになりますけれども、やっぱり90%とか78.9%とか、そういうような形の執行率と言いますか、そういう結果でございました。

資料5 平成22年度政務調査費（議員分）の科目支出状況

この中を見ていきますと、議員分を全部合計した結果なのですが、例えば調査研究費というのが全体の23.7%を占めておりました。備考欄は、「注」にも書きましたが、この項目に一番たくさんの政務調査費を使われた議員の数が19人であったということでございます。次いで大きな割合を占めたのが広報費なのですが、これは全体としての構成比が22.2%で、この使途項目に一番たくさんの政務調査費を充てられた議員が18人というような形になっております。

それから、次が人件費でございますけれども、全体の 11.7%、5人の議員がここに一番多くの政務調査費を使っているというふうな形になっておりまして、だいたいその構成比に対して、最も多くの政務調査費を使った議員数というのはほぼ一致してくるわけなのですが、中ほどにございます資料作成費と資料購入費、これは全体の構成比と、それから最もたくさんのお金を使った議員の数というのはまったく一致しておりません。

資料 6 議員個人別の使途の構成比

議員個人がどのような使い方をされたかということを少し細かく見てみたものでございます。先ほどの資料作成費、資料購入費を見ていただくと分かるのですが、資料購入費というのは、多くの議員があまり高い率ではないのですが、少しずつ充ててみえます。ということで全体の構成費は増えていくのですが、それがさすがにトップになることは少ないものですから、このような結果になったのだろうと思っております。

この表の見方でございますが、先ほどの資料 5 でも同じなのですが、例えば広報費でありますとか事務所費、事務費、人件費のような類は、収支報告書に記載をしていただいた額でございますので、必要な按分が済んだ結果でございます。広報紙などは紙面割合で 2 分の 1 の形になったといたしますと、例えば印刷代が 20 万ぐらいかかったけれども、紙面按分で 2 分の 1 の 10 万円といった時は、10 万円が政務調査費の収支報告書に載ってくるだけですので、議員が使われた実のお金というわけではございません。

資料 6 の表中にいくつか網掛けをした部分がございます。これは、全議員中でそこに政務調査費を充てたのが最も高い、どの項目にということを示したものでございます。例えば 1 枚めくっていただきますと、「議員 44」というのが出てまいりますが、この議員は、議員分の政務調査費 216 万のうち、84.6%を調査研究の旅費に使われた。これが 49 人の議員中、一番高い割合でしたというものでございます。

それから、同じページの「議員 29」のところでは、調査研究の委託料という、これは調査研究というはあるテーマを定めて外部に委託するというものだろうと思いますが、これが 27.8%で、ここへお金を使う議員というのはわりと少ないですが、この 27.8%というのが最高ですというような見方をしていただき

たいと思います。

このように網掛けをしたりして、いろいろ細かいところまで見に入ったのですが、実は政務調査費の使われ方というのは、特に力点の置かれ方と言うと大きさかも分かりませんが、各議員によってバラバラで、広報費にすごく高い割合を充ててみえる方、調査研究にすごく高い割合を充ててみえる方、そういう傾向というものがまったくないというような結果ではなかろうかというふうに思っております。

資料 7 政務調査費に係るこれまでの論点整理

こちらのほうは何回かご議論いただいた中で、その後半部分につきましては、どちらかと言うと報酬のほうを中心にご議論をいたしましたので、ちょっと復習というわけではございませんが、これまでどんなことがご議論されてきたかということでございますので、読み上げさせていただきたいと思います。

(資料と同一のため省略)

事務局から提出させていただいた資料は以上でございます。

(大森座長)

今、資料 7 で私どもの今までの調査会でこういうようなことが語られてきたということをちょっと整理していただき、前回、論点整理案というのがございます。前回も少し議論をし始めますが、なかなかどこから切り込めば、この問題について適正な水準が導き出せるかということをこれから検討しなければいけないのですが、とりあえずちょっと今、提出していただいた資料について何かご質問なりご意見があれば出していただきて、それを出発点にしたいと思います。

前回宿題でお願いした資料 2 ですが、こういう資料は今の公文書の処理基準で言うと、何年になると廃棄処分ですか。おおよそ分かりますか。

(事務局)

だいたい 5 年です。

(大森座長)

そうすると、当時のことについてはもう分からぬですね。補助金で出した後、これは制度が切り替わって、平成 12 年に法改正があって、13 年から始ま

るでしょ。同じ額だったのだけど、以前がどうしてそういう額だったか、分からぬ。生き字引みたいな人はいませんか。こういうことに詳しい、どうしてこういうふうになったのですかと聞ける人。

つまり、数字だけ見ると追認しているのです。それまで支出されていた 33 万というお金について、法律を作つて条例で裏付けて、その額を追認したという形ですね。だから、それ以前に知事さんが出していたこの補助金が妥当かどうか分からぬ。今だとちょっと検証のしようがない。その後ずっとこれでやってきていますから、今度、私どもとしては、現在の水準が本当に適切であるかどうか、どういうふうにやればそういうことが言えるか。難しいですね。

しかし、調査していただいたのですが、なかなかこれ以上のことが出でこない。

(青山委員)

そんなに 100 年も前の話じゃないですよね。現職の議員さんだとか辞めた方とか、当時の議会事務局の職員の人も県庁 O B でもみえるでしょうから、その人たちからいくらかヒアリングをしていくふうにしたほうが、推測は成り立つのですが。全部を聞けとは言わないけれども、ある程度のヒアリングをして、一個ずつ確かめるということは、できるのではないかでしょうか。別にここに呼ばなくてもいいですけど、事務局の方で調査されるということはダメでしょうか。

(大森座長)

平成 12 年に改正して 13 年から出た時に、地元のマスコミの皆さん方はこういうことについて報道していないのでしょうか。政務調査費について関心なかったでしょうか。あの当時、全国的には、これは第二の報酬だと言って随分騒がれたのですよ。だから全体として都道府県議会は危機に立った、もうこれはもたないと。だから法律の根拠が要るのだと言って、議員立法に持ち込んだのですよ。だから、あの時やっぱり結構話題になったから、どこかにそういう記述と言うか報道があつて然るべきではないかと思います。そういうことももし仮に調べられたら調べていただきたい。

この件について詳しい人がいればいいのですが。平成 12 年だからまだ現職の

知事部局の中の人でいるでしょう。その当時、予算を組んだ財政課の人だったらしいよね。我々はそういう人に事務局を通して少し調査をかけることができれば。

(青山委員)

代表者会議というのは、各党の代表者会議ということですか。

(事務局)

はい、各会派ということです。

(大森座長)

名目としては総務部経費から議会経費に変わったのでしょ。それが変わったのはあの年でしたか。それ以前は、補助金で出した時は総務費で知事さんが補助金を出していた。これになった時は議会費に組み込まれたのですね。

(事務局)

県政調査研究費交付金の時代から議会費です。

(大森座長)

私が他のところで聞いているのは、それ以前は総務部経費だった。議会費になっていたのか。それもちょっと聞きたい。議会費の扱いということは、総務部経費で出している場合と議会費になった場合に、運用上一番どこが違いますか。お金の執行については変わらないでしょ。知事さんが持っているのでしょ。実際にこのぐらいの、以前の交付金の場合にも、今回の政務調査費についても、決めたルールに基づいて請求するわけですね。で、知事さんが決裁するのでしょ。それは変わっていないですよね。予算編成上、それが変わることにどれほどどの違いがあるのですか。あまりないのですか。

(事務局)

今回の例ではよく分かりませんが、どこが予算要求するかというぐらいの違いではないかというふうには考えられますが。

(大森座長)

チェックはどうですか。つまり、補助金で出した時に各会派に出ていたから、各会派が何に使ったか報告書を知事さんに出してははずなのですよね。報告書を出した時に何かの基準でチェックしていたはずなのだけど。一般的に我々が知っているのは、知事さんがチェックしなかったのではないかと。だから問題

なのだと。その当時のことを本当は知りたいのだよね。議長さん、こういうことが分かっている人はいませんかね。議員さんの中で年齢が上で何期もやっている人で理解されている人はいませんか。

(山本議長)

当事者ですので、どこでどういうチェックをしていたかということはちょっと分からないです。

(廣瀬委員)

ヒアリングの時にこの切り替えの時のこととかなり詳しく押さえておられる議員の方がいらっしゃいました。もともとは法改正の際に「調査等」になっていたその「等」がなぜかどこかで外れたというところまでしっかり認識されていて、それでヒアリングの時にいろいろと当初意図していたものとは違って、随分使い勝手の悪いものになったのですよというようなことを指摘されていましたね。おそらくそういう細かい取り扱いですとか、条例や法律上の文言によってどういう評価が出るか、かなり意識していらっしゃいますから、ある程度把握しておられるのではないかという印象があります。

(大森座長)

ということは、それ以前のほうが使い勝手が良かったということですね。

(廣瀬委員)

使い勝手はよかったですけれども、根拠が問題で、それを議員立法で、地方自治法で明確にしたのだけど、その時に当初の案の際には「等」が入っていたのに、国会に出される法案の中からは「等」が落ちて、当初の意図とは違うものになったなど、そう伺いました。

(大森座長)

そのヒアリングはどこかに残っていましたか。

(事務局)

残っています。それは、法改正の時に議員の活動基盤の強化のために、地方自治法を改正して欲しいというような全国議長会の中での要請であったかと思います。ただ、それを三重県の条例に落とし込んだ時に、議員分、会派分をいくらで分けるかというところまでその方がご記憶してみえるかどうか、ちょっと確認させていただかないと分かりません。

(大森座長)

私どもの出した中間報告の中に記述があるのですが、当時、これは衆議院の地方行政委員会で委員長が案を出して提案して成立しているのですね。その時に今ご指摘のことですが、こう書かれているのですよ。「地方議会の活性化を図るためにには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、」と書いてあるのです。併せて、「情報公開促進の観点から、その使途の透明性を確保することが重要になっております」と。これが説明になっているのですよ。だから多分今おっしゃっている、この法令で言うと、「調査研究等」ですよ。「等の助成」になっているのですよ。立法趣旨がね。

だけど、法文そのものからなかなかそのことを窺い知ることができなくて、「政務調査費」と書いているものだから、政務調査費って何の定義もないものだから。しかもこれが 100 条の中に書き込まれているので、立法事務費と全然似て非なるようなあり方でこの法律ができているのですね。そこが最初の由来で、だから本当は展望的な立場に立つと 100 条からこれを抜き出せと。100 条の中に入れているのが本来問題なのだという言い方はできるのですよ。100 条の中に入れてこういう扱いにしているものだから、当時のことを知っている議員さんからすると、前のほうが良くて、何か本当にこれで支援を受けているのだろうかというような、そういうご発言なのですね。

我々としてみると、今回、三重県の議員さん方が実際に使われている、一種のルールで使っているのですが、そこから窺い知れると言うか、理解できる政務調査とはどういうことか、ある程度検討して分析してみて、今回何か手掛かりを求めないといけない。

それから、ご説明があったように相当違うのですよ。会派によっては。どちらかと言うと大きな会派のほうが政務調査費はちゃんと全額お使いになるのですよね。そういう傾向も数字から出ている。そうすると、会派についても少しいろいろ勉強することにならないかなとチラッと思うのですね。

そうすると、最初のさっきの議員さんのことに絞って、もうちょっと押してみますか。分かることももうちょっと把握してみますか。以前と切り替わった時の経緯と、どうして額がこうなったかというのはなかなか分からぬかな。

配分もこの比率になったのはどうしてか。

分かる人をご選択してみましょうか。財政課のほうの方で、誰かよく知っている人に聞けるということはできますか。予算編成をやっている人たち。聞きにくいですか。そもそも資料がないでしょうかね。

これは、ちょっと硬いことを言うと、予算編成をやっている人の責任ですね。この額をお決めになった時に、説明根拠が必要なのですよ。予算編成をやっているんだから、予算編成権は知事にあるのだから、そちらのほうが分からぬとはどういうことでしょうかということになるので、もうちょっと押したらどうかと思っているのですけど。分かる限り。

議会側の意向を受けて、財政が予算を作った時にこの額にしたとか、いろいろ経緯があったはずなのです。一方的に決めてあるはずはないのです。議会側の意向を絶対受けているのですよ、これは。そのところをどういうふうにしてこういうふうになったのか、本当は知りたいですよね。そうすると、そこから若干の根拠が出てくるのですよ。

事務局はなかなか顔を縦に振ってもらえませんけれども。ということは、私どもが要請してもなかなか実際にそこへ行ってヒアリングをして、資料を集めるのは無理だということになりますか。

(事務局)

これはやってみないと分からぬのですが、資料が現存するかどうかで、單に記憶だけで喋ってくれる方がいるのかどうかという問題がございます。

それからもう1点、これは推測で物を言って申し訳ございませんが、そこで33万円が認められておった中で、同額の政務調査費であれば、それ以上に新たな財政負担が伴うものではないという判断もあったのではないかなというふうに思われます。あとは、配分の問題かなと理解していますけれども。

(大森座長)

「オーラルヒストリー」という学問の手法もあるので、当時のことを詳しく知っている人からヒアリングをして、それも全体の歴史の一部だと考える。それだけで判断できないかもしれません、できればそのことも可能だったらやってみましょうか。

あるいはどうしても事務方のほうが大変だったら、私のほうからそういう方

に要請すると。こういうふうに検討しているので、オーラルヒストリー的な観点から言っても、ご存じのことについて教えてもらいたいと要請を出してもいいと思うのです。手がかりが欲しいですよね。もうちょっとこの点は努力していただくと。私どもも努力いたしましょうか。

それ以外のことで何かござりますか。

この雛型は全国議会議長会のほうが出しているので、全国議会議長会のほうにもちょっと問い合わせてみましょうか。私からでもいいですから。当時は彼らが自民党にこの案を持って行っていますので、その時の経緯について、もしあそこで分かることがあれば、もうちょっと調査にかけましょうか。全国議会議長会のほうに。

僕らも、研究会をやった時に一応これは言ったのですが、なかなか分からなかつたことがあるんですけど、もしかしたらあそこに資料があるかも知れません。私が発見したのは、あの時に、平成12年の地方自治法改正の時に、13年に地方交付税措置をしているのですね。その時知らなかつたのですが、あちらのほうの勉強会で初めて政務調査費については、都道府県議員さんについてだけ財政措置をしたのですよ。地方交付税措置を。そのことは、あそこの議会事務局の方から伺ったのではなくて、実はそれはあまり知られていないですよ。それで、もうちょっと丹念に調べられないかと言ったのですが、そうしたら、その次の年だったか、実は地方交付税上、政務調査費はどういう費目でどう出されるかということを分からなくしてしまったのですよ。総務省のほうでは。今は調べても分からないのです。その入れた時は分かっているのです。都道府県議員さんについてだけ、政務調査費は措置すると。その時、市町村は一切措置していないのですよ。その理由も間接的に聞いたのですけど、分からないと。言ってくれないのでですよ。

(青山委員)

政令指定都市もそうですか。

(大森座長)

都道府県だけ。そうすると、その時に、これは標準で出しているわけだから、個別の自治体にその額が来ているわけじゃないのですけど、何か国のほうで地方交付税の政務調査費を措置したわけだから、標準でやって。そうすると、そ

これまでの都道府県の知事さんの補助金全体を睨み合わせて見て、だいたい見当をつけてやったと思うのですけど、国のはうがどういう根拠でやったかがまったく分からぬのですよ。言わぬのですよ。

しかも現在の地方交付税の細目を見ても分からぬ仕掛けになっている。それで、出ているか、出でないかというのは、僕が聞いたのだけど、明確な回答はなかつた。出ているはずなのですけど。それなら市町村に出ないのでかと言つたら、「分かりません」ということになっているから。

(青山委員)

だけど、そういう制度でいいのですかね。

(大森座長)

普通はそうなのですけど、これ、議員立法なのですよ。議員立法になつちやうと、閣法じやないから、「議会の党で、国会でお決めになつたでしょ！」ということになるのですね。しかし、一応やるからには、地方交付税措置をどこかで誰かが言って、なつたのですよ。

でも、変な話で、何となく都道府県にリップサービスしたような形なのですよ。誰も知らないうちに都道府県だけやって、市町村にやつてあるか、やっていないか、何も言つていませんよね。でも、政令市は全部追随しましたからね。ここも不思議なのです。国のはうが明確じやないのです。本当のところは。もう一回ダメ押しで総務省に聞いてもいいですけど、「またですか？」と言われそう。分かっていることを教えろと。

少なくとも私は、現在、政務調査費について地方交付税上の扱いはどうなつているのですかということは質していいでしょ。

(青山委員)

それは文書照会してもいいですね。

(大森座長)

照会すべきだと思う。相変わらず都道府県しかやつていないのはどうしてそういうなるのですかということを聞くことは悪いことじやないのではないかと思ってるのであります。

(青山委員)

基準財政需要額としていくらを乗せているのか。それはしかし、そうやって

運営されているのだから知る権利があるに決まっていますよね。

(大森座長)

嫌われついでに照会してみましょう。これはやっぱりもし措置しているのだったら、どういう費目でそこに入れて措置しているか明らかにすべきですよ。不明瞭にしておくべきじゃないと思うので。

それはどうしましょうか。事務局から聞けますか。こういう時はインフォーマルに副知事さんを通じて、総務省のほうに「こっち議会があるから、何か聞くよ」と一言言ってもらえばいいのです。正式にやってもいいですけど、ちょっと事務局で考えてもらえますか。総務省に問い合わせたい。

多分「分かりません」と言ってくると思いますが、一応確かめましょうか。その上で分からることは分からることを前提にして私どもは考えるということにしましょう。

それで、資料3に関して、少し事務局が頑張っているんな数値を出していただいているのですが、これについて少し皆さん方からどんなふうなご感想を持たれたか聞かせていただきましょうか。

(岡本委員)

やっぱり全額使い切っておられる方と全額返還されている方と、両極端おられるわけですから、なぜこんなに差が出るのかというのは、誰が見ても「何ででしょう」ということですね。ここが一番ポイントですよね。ですから、みんなそこそこ使っておられたら分からないのですが、このへんが。

(大森座長)

制度の建前としては使わなくてもいいのですね。使い切ってもいいですし、残してもいいですし、それから使わない人は、それ以外のご自分の才覚で政務調査活動に当たることをおやりになっていて、わざわざこれを申請しないで済んでいるかも知れないですね。結構個別にしようがあるのだと思うのですね。ただ、この数字が出てくるから、どこかでヒアリングをしたいですよね。他に何か工夫になっておられるのか、そもそもこの制度についてある考え方をお持ちなのでしょうかね。

(青山委員)

しかし、これは理屈から言えば、一つの過程は、私はあまりあり得ないと思

いますが、返還しちゃう人、使わない人は政務調査をしていないと考えるのが一つのパターンで、「そうではない」と怒ると思いますが。私は極論で言っているのですが。

二つ目は、政務調査費はさまざまな制約があるので、この制度を使ってすべてを公開するのはいろいろ差し障りがあるというのが二つ目のパターンなわけです。

三つ目は多分、こんな面倒くさい処理をするなら自分の金で払うという余裕があるというくらいなことで、それはそのまま受け止めるべきじゃないかという気がするのですが。

(岡本委員)

確かに図書室の精算したもの、あんまり詳しく見ていませんが、かなり煩雑ですよね。ですから、もうちょっと簡素化、簡便化と言うか、もうちょっと精算の仕方をせめて民間会社並みにする必要があるように思います。確かにヒアリングの時も先生方が、あの精算だけでもどれだけ時間がかかるかと言っておられた方も結構たくさんおられたように記憶していますから。せめてあの精算の簡素化、簡便化は何らかのことをしてあげるべきだと思います。

(青山委員)

ちょっと頭の体操的なことで考えてみるのですけど、大きいところから行けば、やっぱり資産を、お金持ちでなくても志ある人が議会活動ができるような環境整備が必要だというのは大きな意味があるので、比較的余裕のある人、お金持ちと言うと語弊があるかも知れませんが、やっぱり議員さんもさまざまな所属があると思いますが、それに関係なく議会活動の必要な調査はちゃんと経費として認められるという制度があるのは、そういう意味で貴重だと思うのですね。

そこで、今、岡本さんが言われる、非常に煩雑だということと説明がきちんとつくかということは、ある種、トレードオフの関係にやっぱりあるような気がするので、そういうお金を使う以上は我慢するという考え方も一方では成り立つかなという気もしないではないです。

(大森座長)

今一番極端な形は、これを全部歳費と言うか議員報酬と言うか分かりません

が、全体を入れて所得としてご自分の才覚でお使いくださいと言って、全部入れてしまえば、あとはそちらの所得税法上の問題に行ってしまいます。これをやっている上で、これは所得ではありませんので、やっぱりいちいちいろんなものを出していただかないと困るのですね。どうしてもそうならざるを得ないのですよ。もしそれを緩めると、結局、所得でないものが懐に入ってきて自由に使えるという話になって、それはなかなか県民の皆さん方のご理解は得にくいですよね。

私も、すべて細かい領収書、領収書を出すことについては皆さん納得されているのですが、使途については相当ウェイトが違うのですよね。会派と議員さんで。そこで何か共通して、これならばということが何か描ければ、共通基盤が出てくるのですよ。難しいですよね。

最初の素朴な発想は、国會議員が立法事務費で比較的自由に使っているじゃないか、県会議員さんもそういうことをやりたいと。最初はそれが出発点ですから、補助金でやって、チェックがなくても有効だった。そうしたら今度は批判を受けちゃって、もたないから法律を作れという話になったのですね。だからそもそも動機が不純なのです。私から言わせると。

だから、改めて再設計して、どうして現在の報酬以外に議員さんたちにこういうお金が要るのだということで根拠を、現在の法律に変わりませんけど、やっぱり三重県の基本条例に即して、私どもが改めて政務調査費というのはこういう性質のもので、実際の活動に即してこういうふうに役立ち得るから、こういうふうな水準で考えろと。何かそういう説得的なことがどこかで言えるといいのですけどね。

全国議会議長会のほうで、私は個人的には全部丸めてやって、これは廃止だと言ったのですよ。あんまり賛同は得られませんでした。それはどうしてかと言うと、次のような議論になると思います。入れちゃったら、現在の報酬が絶対上げられなくなり、結局、大森さんの意見は減額方式だと。減額になると。現在の報酬についてもあれやこれや言われているのに、そこへ入れて、この額も入れて報酬額を決めたら、事実上、報酬全体を上げることになるじゃないですか、上げられなくなれば、政務調査費はカットされることになるのでないですかと。そういうことを狙っていないけど、時節柄そうでしょうと。

だけど、これほど使い勝手が悪いのだったら、所得にしたほうが使い勝手がいいじゃないですか。そういう手法もあるのですかと。

議員さんのヒアリングの中に、少数ですけどそういう議員さんがおられましたでしょ。中に入れたほうがいいのでないかと。

(廣瀬委員)

やや関連はあるのですが、外国の話なのですが、数年前にイギリスの国會議員が必要経費スキャンダルで叩かれた事件がありました。それはやはり報酬が上げられない。またイギリスは伝統的に名望家が議員になるという風習と言うかそういう考え方があって、日本で言う官房副長官（事務）ですか、いわゆる職員としての公務員の最高給与よりも、議員の報酬は下でなくてはいけないという考え方なので、それを上限とするものだから、だんだん議員の活動やライフスタイルにとって厳しくなってきた。それをいつの頃からかいいろいろ形で必要経費を比較的使い勝手よく認めてきた。これは人によって使う額はまったく違ったのだそうですが、それで悪用して、ロンドンに構えた豪邸のガーデニング費用から何から全部それで使っていた人が出てきて、大スキャンダルになりました。

報酬を上げられないけれども、いろんな活動は必要で、その経費をどういう形ならば支給できるか、その工夫の中で情報公開はするけれども、あまり目立たないようにする。あまり用途については厳しくは制限しないというふうに運用していた結果、そういうことが起こってしまっているので、制度設計としてはそういうのはやっぱりダメなのだろうと思います。

と言って、事務処理の手数そのものは現状ではやはりあまりにも煩雑であるということなのかなと。少なくとも一般市の市議会議員の平均的なレベルでの政務調査費、だいたい県議会の1割から多くても2割弱、それぐらいであれば、同じような目的に使ったとしても、これで賄える頻度と言うか、それは全然違うので、それぐらいの事務であればそれほど煩雑にならずに対応できるのでしょうかけれども、月額1人当たりで会派と個人で33万となってくると、なかなかそれが負担になってくる。その負担を賄うための事務体制を取るためだけにもまた経費がかかってしまい、その経費のうち、按分できるのが何割でというふうなことで、やや矛盾を来しているという印象ですね。

(大森座長)

一頃、特に市議会の議員さんたちの政務調査費の使い方についても火を噴きましたよね。相当個別ケースが出てきちゃって。だからそれで一応ある種の改革が行われたのですよね。使途については。しかし、改革を終えた結果としては、非常に事細かくまでチェックするというのが、その分だけ事務が煩雑になっているのですよね。イタチごっこみたいになっているのです。

でも、一応乱脈に近いような使途はだいたい直り始めているでしょう。僕が調べた時にすごいケースがありまして、バーみたいなところで会議を開いて、それを政務調査費で落としていたのですけど。それは後援会じゃないか、1人普通の住民がいましたと言うんですよ。それがバーテンダーだって言うのですよ。そんなことが通るでしょうかと。そういうことが結構いろいろ個別ケースで起こったのです。

だから、とりあえず政務調査費の使い方については、ある程度改善、改革がなされたと思うのです。

会派の単位と個人の単位があるので、少し私どもとしてはもうちょっと今の議員さんたちがこの問題についてどういうふうにお考えになっているか、もうちょっとお聞きしたいなと思うのですよね。

この前、ヒアリングの時に出てきた以外に、何かもう一回、この問題について議員さんたちに、全議員さんじゃなくてもいいかも知れないですが、さっき岡本さんにしていただいたルートもあるので、ちょっと手分けをしてヒアリングをさせていただくことは可能でしょうか。

議長さん、どうでしょうか。

(山本議長)

それはできると思います。

(大森座長)

一応今までのヒアリングを整理しまして、今日の論点として、こんなことが私どものほうで話題になっています、さらにこういう点についてどういうふうにお考えになっているかをお聞きしたいのですがと、何人かに、できれば会派単位ではお聞きすると同時に、個別の議員さんからも少しヒアリングをさせていただいて、ちょっと具体的に何が問題なのか、確かめることをさせていただ

いてよろしいでしょうか。

(山本議長)

事務局と相談させていただきます。

(大森座長)

そういうことにさせていただきましょうか。

さっき、事務局がおっしゃってくれている、この資料4、5、6のうち、資料作成、資料購入ですが、ちょっと細かい点ですが、例えば資料購入費というのは図書購入するでしょ。本とか資料を買うでしょ。それで買ったものが議員さんの所有物になるのでしょ。会派がやった場合には会派の財産になるのですか。今どういうふうに扱われているのですか。

(事務局)

領収書は確認いたしておりますけれども、実物は多分各会派で保管されているでいるものと思っております。

(大森座長)

例えば関係するような図書を購入した場合に、その図書を図書室に寄贈するなんてことはないですか。図書購入費は、そんなに使っておられませんからね。全体からすると。でも、もしそれが不要になったら、そういうものは全部図書室に入していくとかね。一般的にそうやって物として残る物は実際には何があるのですか。図書がそうでしょ。それ以外は物として残る物はほとんどないのですか。備品等を買うということはありますか。

(事務局)

ガイドラインの中では、備品等の購入というのは避けてリース契約でお願いしますと書いてありますが、購入される場合もあります。その場合は台帳関係をきっちりしてくださいとか、財産処分する場合は議長に報告を願いますとか、そういう決めごとはガイドラインに書いてございます。

(岡本委員)

会派の分と個人の分では、会派の分で使っているのはほとんど旅費ですよね。旅費とせいぜい研修費、個人で使っているのは調査研究と広報費がだいたい多い。これ、どういう区別か、会派の方々みんなで一緒に行くから会派の政務調査費で落としているから旅費が多くなるのか、個人で行くことはほとんどない

から旅費は少ないのかというふうに思います。ちょっとこのへんが、この割合を見ていたらおもしろいなという気がするのです。会派分はほとんど調査研究の旅費です。しかし、会派で、本当にみんなで集団行動をしているのかなという気もするし、そのへんが非常におもしろい。

(大森座長)

それを通して結束が固まるとか。

(青山委員)

大事なことかもしれないですね。

(大森座長)

おっしゃるとおりなのですよ。旅費なのですよ。

(岡本委員)

これ、支給の仕方は 2 カ月に 1 回、例えば 33 万円と言えば、単純にいくと 66 万円を各個人の口座に入るわけですか。その後でこれを精算するのですか。「返還額」と書いてあるところを見ると、最初に全部もらって、あとで返還というやり方ですかね。

(事務局)

四半期交付でございますので、月の初日に所属する議員さんという形で、4、5、6 月分をだいたい 4 月の中頃だったと思いますが、ある意味、前金という形で。

(岡本委員)

6 月末が終われば 7 月初めぐらいに精算するのですか。

(事務局)

いえ、3 月まで 1 年間。

(岡本委員)

1 年分をいっぺんに精算するのですね。そうすると、1 年溜めるから大変なのですね。だから、これはテクニックの問題ですけど、そのたびに精算していくばいいわけですよね。

(事務局)

ガイドラインのほうで、概ね 3 カ月とか 6 カ月で事務局のほうに見せてくださいというのを決めていただいているのですが、なにせその会計年度という

単位で動きますので、どうしても最終固めていただくのは3月までという形になることが多いのです。

(大森座長)

公費支給ですから制約があっていいのですけど、岡本さんがおっしゃっているように、ちょっと民間のほうからすると、これ、ちょっと本当に使い勝手が悪いように見えますね。もうちょっと必要な経費を使うことについて、民間準拠みたいな形で何か改善できないものでしょうかね。さっき言ったように事務の監査とか。

岡本さんから、民間のほうからすると、こういうところはこうやって直しても大丈夫じゃないかということを言っていただけると嬉しい。

(岡本委員)

旅費とかでも、どこかへ出張して帰ってきたらその領収書をそのまま事務局に渡して、もうそれでいいのですか。その都度溜まっていきますよね。その都度というのは、多分青山さんがどこかへ取材に行って帰ってきたら、その領収書を全部庶務の人へ渡すか、自分でメモだけ作ってパッと庶務の人へ渡すというやり方だと思いますが、それでいいのでしょうか。

(青山委員)

私のところは、もう自分で入力して領収書と一緒に渡しています。

(岡本委員)

この頃はそういうところが多いですね。

(大森座長)

制度上は予算の執行、お金の執行については知事さんにいちいち、だからまとめてやるのですね。知事さんのほうからお金が出てくるのでしょ。ここは事務局に事務局長とか議長さんに委任してもらうわけに行かないでしょ。予算を作る時に予算の執行権は知事さんに専属しちゃっているのですよね。このことも実は、議会費というのは本来なら議会全体として使うお金なのだから、どこかで議会としてのある種の自治権、自分たちで使途をきっちつとするという権限があってもいいのですけど、法律がそうなっていなくて、非常に頑なに知事さんに執行権を持たせているのですね。あまり個別にその都度やると、知事さんのほうが今度は嫌がりますよね。それだったら、議会事務局に委任してもら

えれば済むのですけど、法的にそういうことができないかなと思うのですが、相当法律が固く書いてあるでしょ。

局長さん、すみませんけど、あれ、何とか解釈して委任してもらえないですかね。これは団体自治だと。

(事務局)

予算制度上は、これはいわゆる費用弁償のところで旅費とかそういうもので位置付けられていませんから、いわゆる政務調査をする費用として整理されているので、そこから先は受け取った側が事務を進めるというのが一般的なスタイルですね。ですから、旅費というのはあくまで政務調査される中身であって、どこかに行った旅費を精算するということではないので。例えば議長がどこかへ公務で出張していただくと、これは公務出張で旅費ですから、当然県の予算の旅費としての精算をするわけですが、政務調査はそうではありませんので、例えば議長がしてやっているというのは、政務調査費という活動と言うか、そのものを受けるような話になりますので、ちょっと制度的な議論としてはすっきり説明できないんですけど、違うなという気はいたします。議員がされる、あるいは会派がされる活動そのものなので、それを今の整理で行くと、議会と言うか、何か要は我々職員が何か仕事をするのと同じ扱いにしようということのような感じで、今聞かせていただきました。ちょっと性格と言いますか、業務と位置付けるようなイメージになってしまふので、ちょっと難しいなと思います。

(廣瀬委員)

業としてということではないのだけど、業務として行うためには近年の、と言うか、もうここ20年ぐらいの行革の中でいろいろなところで、例えば出張の手配などは、特にある程度組織が大きいと、どこかが集中してやると。それによって予定の手配とか交通費や宿泊費などを割安で購入できて、かつ、実際にその業務のために動く人の負担は軽く済むというようなやり方をやるところがある。例えば大学の研究費の出張なんかでも、何々学会に何日から何日ということでポンと出すと、実は委託を受けている会社が処理をして、事務処理の分までそっちがやってくれて、我々は現物を受け取って行くのですが、そうすることによって、多分大学としては比較的安い出費でも手配をできて、受けた会

社は多分マージンを取っているでしょうけれども、それは見込んで、我々は自分で手配する手間がない。何かそういう意味での執行処理上の負担軽減みたいなものをセットに考えることは、業務ではなくてもある程度できることではないのかなという気はします。

ただ、その調査や研修のための旅費その他であればそういうことも可能かも知れませんが、それ以外はちょっと難しいかも知れませんね。

(大森座長)

できるかも知れないのですが、その議論と今の話と、ヒアリングの中である議員さんがおっしゃっていることなのですが、実は政務調査費の細かい使途、今、会派がどこで何をしているかという手の内がみんなにばれちゃうとやりにくいだろうと。私は前からそう聞いているのだけど、都道府県のレベルではそういうことはあるかも知れないけれど、一般的にそんな話があるだろうかと。手の内が分かつちゃって困るような話になっているのだろうかということが前々から私は疑問なのです。でも、そういう議論があるのですよ。

政務調査費というのは意外とそういう広い意味で言うと政治活動とどこかで連動しているのですよ。そうすると、どこかで表を細かく照らし合わせると、どの議員さんがどこで何に使っているか、これは一応A、Bとなっていますが、分からぬことはないのですが、だからさつきちょっとヒアリングをさせていただきたいのは、そういうご意見があるものだから、実際には手の内が分かつてやりにくいと言うのですが、都道府県単位で言うとこのぐらいの会派に分かれてい、会派に独自性があるものだから、なかなか全体のことは明らかにしにくいという、そういう感じ方があるんじやないかということで、そのことと今おっしゃったように何か共通経費的などころは全体として処理できれば、もうちょっと事務処理が軽減化されるということもあると思いますよね。そういうことが可能になる。そういうことと会派単位で議員さんの広い意味での政治活動との兼ね合いみたいなところをどう考えるかとなると。ちょっと議長さん、お答えにくいでしょうけど、この政務調査費の使い方によって各会派とか議員さんの手の内って分かるのですか。端的な質問で恐縮ですが。

(山本議長)

政務調査活動と政治活動と自分の個人の議員活動とはみんな連動しています

ので、どこが政務活動でこちらが議員活動というその線引きというのはなかなか難しいです。特に我々正・副議長の場合は、公務もあるのですが、自分たちで政務調査に該当するような視察もあるのですね。例えば東日本の被災地に就任してすぐに我々2人は行きました。この時に、じゃあ公務で行くのか、自分たちの政務調査活動で行くのかということで、その時に少し議論したのですが、これはもう政務調査活動にしようと、そんなこともあったのです。

(大森座長)

そうすると、もうちょっといいでしょうか。各会派でどういうところに重点を置いてどういうところを調べて、県政全体の動向とか日本全体の動向とか、会派としてこういうことを重点的に取り組もうと、当初に何か計画的なものを作り上げているのでしょうか。

(山本議長)

それはありません。

(大森座長)

政務調査費の使い方については。

(山本議長)

それぞれの会派ではあるのでしょうか、どこどこの会派が何々の政務調査活動についてこういう重点項目でやろうよという事前の話というはありません。

(大森座長)

それは手の内と言うか。

(山本議長)

そうですかね。

(大森座長)

それも少し、本音のところをちょっとどこかでヒアリングさせてもらいたい。何が一番手の内で肝心なのか。最終的には、個々人の再選問題かも知れないし、いろんなことがあるかも知れないし、だから「政務」なんですよ。政務というのが何なのかが明らかじゃないのですよ。

(青山委員)

私は何か分かるような気がするのですよ。誰と会ってどういう情報を収集したかというのは、知られたくないこともありますから。でも、知られてもいい

と思うのは政務調査費と言うかこのシステムで、オープンになるシステムで請求する。しかし、この人に会つていろいろお金がかかったけど、これは知られたくないというのは自分のお金で払う。そういう判断が当然あるような気がするのですね。

だから、政務調査費でやると全面公開になりますから、その公開に耐えられるかどうかということを自分で判断するというのが、やっぱり基軸にあるのだと思うのですよね。大きな、ここに書いてあるガイドラインは、これに沿った話が大まかな方針なのだけど、これを実際に運用する時には、これは公開されて説明がつく。あるいは公開されたら嫌だというのは出さない。そこはそれぞれの議員さんのやっぱり判断のようなものに実態はなるのではないかと思うのです。

だから、それが暴走しないようにガイドラインというのはあって、このガイドラインが今現在適切かどうかというのももう一回見たほうがいいとは思いますが、基本行動はそういうことじゃないのでしょうか。我々の取材経費のことなどを考えると、やっぱり誰といつ会ったか、経費で会社に知られたくないこともあります。別にいかがわしいことを取材しているわけではないですが、「こんな人にも、お前、会っているんだな」と言われたくないなという気がしないでもないので、分かるような気がします。

(大森座長)

一般的には、都道府県なら都道府県で処理している事務事業について調査するわけですね。その時には本県に限らず他のところでどうやっているかということを調べる。この三重県でやっている事務事業の執行について調査をする時、政務調査費で調査をするというのは、具体的に何をどうやって調べることになるのかということですが、皆さん方が外にお出かけになっているのは、広く三重県の事業が、広い意味では事務事業とか政策とかの運営について調べておられるのは分かりますが、本来、これが 100 条に置かれている一番の狙いは、三重県政の事務事業の執行について調査するのでしょ。そのことについて各会派や議員さんたちがどういうふうにして調べていって、そのことが手の内になるのだと。それが私はまだまだ分からぬ。しかも、そういうことをおやりになっているのだろうか。しかも、これは政務調査以外にもできる仕掛けがいつ

ぱいあるのですよね、調査については。どうして政務調査費でそういうことになるのかについては、もうちょっと具体的に、三重県のやっている事務事業に即してどういう調査をやって来ているのかということを知りたいのですね。

そうすると、100条に置いていることが本当に妥当なのかどうか、どこかで出てくるのではないかと。そうしたらもう一回三重県から発信して、全国議長会のほうから、この条文を直せという、そういう展望も開けるかも知れない。

今回は専門家を招いて、そこで要するに客観的に調査をする仕組みを作っていますから、もともとからして。委員会もできますよね。政務調査費で調査をして、何を具体的にやる話になるのか。

(金森委員)

活動実態を調べた時、やっぱりその調査の時間というのが一番長かったじゃないですか。なので、この調査に係わる負担額も大きいのだろうなということは当たり前のことだと思うのですが、その部分の実態調査、実態の把握ができるいないと、結局、「その時間、何をやっていたのか」というのが、また報告書を作って出した時に県民の方が理解できないということになってこないかなと。ヒアリングだとか会派の調査をしていく中で、その実態と言いますか、そこをやっぱりしっかりと把握するべきだと、いろいろお話を聞いていて思いました。

(大森座長)

やっぱりこの資料4の表を普通の県民が見ると、どうしても政務調査は旅費だろうと。何でこんなに旅をしなきゃいけないのかと。本来、三重県の事務事業を調査するという話じゃないのかと、素朴な疑問が必ず起ころうと思います。

そうすると、逆に言うと、政務調査費というのはこういうことには使い勝手がいい。本来の政務調査の制度の所在は三重県のはずだし、調査の対象はここ的事務事業であるにもかかわらず、どうして外にこんなに旅をしているのか、素朴な疑問が起こりますよね。

不正をやっているわけじゃないのだけど、何か釈然としないと、普通の人は思うと思う。あるいは逆に言うと、この制度はそもそもこういうふうにしか使いにくい話になっているのだと。

(岡本委員)

もう一つ、会派Cで、旅費がなしで委託料と広報費の需用費で、会派でもう少し広報費があってもおかしくないかなと思っていたら、会派AとかBはほとんどなくて、会派Cだけが非常にたくさん広報費で使っているのも、ちょっとこの中身はどうなっているのかなという感じがしますよね。

(大森座長)

この会派Cのこれはニュースレターみたいなものですか。

(事務局)

今ちょっと持ってはおりませんが、成果物というのは、これは1件1万円のものはすべて付けてもらうことになっておりますので、議会図書室へ行けば調べることはできます。

(大森座長)

一般的にこういうものは何ですか。ニュースレターみたいなものですか。普通、自分のホームページでいろいろ情報を出しますよね。広報活動の一環として。あるいはご自分の後援会集まつてもらった時にいろいろ活動報告をするということがあるじゃないですか。何のことか。一般的に三重県の基本条例も広聴広報を謳ってますよね。だから、『議会だより』みたいなもの以外に、会派や個人がいろいろ出しているのでしょ。直接いろんなものを作つて。これは市町村議会の議員さんもおやりになっていますよ。

(廣瀬委員)

一つは、会派が国政政党とかなり一体性がある場合は、それは政党活動として県の政務調査とは別の枠でいろいろな広報費は使っていて、県議会の会派としてというように整理をしてこここの経費では使っておられないところと、いや、県議会の会派としての広報をうちはやるのだということで、ここにお使いになっているところの違い、また、会派としての視察というものを定例的に重点的にやっておられる方針のところと、そういうのは行っていないところとの違い、そういうのが出ているでしょうね。

(大森座長)

政党助成金を中央政党はもらっているじゃないですか。それが都道府県のようなレベルまで流れてこないのでしょ。

(廣瀬委員)

こないと思います。

(大森座長)

だから、その会派で中央政党の系列においてになる議員さんの中にも、正式に政党に所属していないけれども、そういう系統の議員さんもおいでになるでしょう。会派がなくても。そういう実態のことをよくまだ僕らは分からぬですね。しかし、選挙になった時は、自分は所属政党ではないにもかかわらず一生懸命応援したりするのですよね。逆に言うと、所属していないということは党費を払っていないということなのですよね。しかし、大きな意味で言うと、その党の看板を使っておられるから、タダということはないから選挙の時にお返しするのですよね。そういうタイプの人も実際にはおいでになる。

だから、意外と会派、ここは会派についても少し検討してみたいと思うのですが、都道府県単位ではほとんどこういう会派、政党会派構成になっているものですから、会派って一体何だという部分について、これも少しここで議論したいなと思っています。

逆に言うと、今度は1人という人がおいでになるでしょう。一人会派とか二人会派とか。もともと従来の法律で言うと、唯一会派が登場するのはこの政務調査費の項目だけだったのですよね。これ以外に会派というのは認知されていないのですよ。事実上、会派運営されていますけど。今回ちょっと広がっているのですけど、会派について。

(岡本委員)

ほとんど個人ではそれで調査研究費と広報費半々ぐらいが多いのに、この会派だけは会派としての広報費が多いという、ちょっと「あれ」と思うような表ですよね。

(廣瀬委員)

「会派」と書いてあるけど、20名規模が二つと2名規模二つとお一人ということですから。2名であれば、あえて一人ひとりで作らないというのもあるのかも知れません。

(大森座長)

これが、だから政務調査費を会派になり個人または個人と会派両方にも出せるという方式にした理由なのですよね。国会の場合は会派以外ダメですからね。

個人じゃないですから。ここがまた複雑化しているのですね。

あと、こうやって議論していくて何か抵抗はないでしょうか。

(廣瀬委員)

この資料 6 を背景にしまして、こちらは議員だけの構成ですけれども、何を中心と政務調査は出ておられるかを読んでいき、他方で実際の議員活動がこの比率であるかどうかはまた多分別なのですよね。つまり、政務調査費を自分の活動の中のどこに重点的に充てるかという根本論が違うのかも知れないし、それから事務所を自宅と別に構えられているか、自宅の一室で事実上そこをもう事務所機能に充ててやっておられるかで、政務調査費を按分するにしても、充てられる、充てられないが明確に違いますから、そういう観点から、使い道のパターンで何通りか浮かび上がっているような気はするのですけれど、それぞれのそういう、なぜそういう構成でお使いになっているかということでちょっと伺える機会を持てれば、どういうふうなお考えか、ただ、これはある面ではそれこそこれを効果的に自分の政治活動や政策活動をサポートするために使う方法論、ノウハウみたいなものでしょうから、ややご抵抗はあるかも知れませんが、それによって実はこんな使い方とこんな使い方があって、どっちも可能だけど、こういうふうにはなかなか使えませんねというのを言えるんじゃないですかね。

(大森座長)

何となくお聞きしなきやいけないことが少しずつポイントとして出ているように思います。

議会全体の今後のスケジュールで言うと、議員さんたちにその時間割いていただくというのは 4 月以降になるのでしょうか。議会のほうの今の日程はどうなっていますか。仮に例えば機会が整えば次回あたりまでに、議員さんにお尋ねできるかどうか伺ってもらっておいて、次回で私どもも手分けしてヒアリングすることは可能でしょうか。

(事務局)

次回お願いしていたのは 3 月 26 日であったと思います。それまでに閉会になってしまいますので、ちょっとそこらあたりは各会派の代表の方とか正・副議長も含めてご相談させていただかないと、実現するかどうかということは。

(大森座長)

そうすると、できるとすれば4月以降ですね。3月は無理でしょ。26日は無理でしょ。

(事務局)

閉会と言いますが、一旦19日に採決を迎えるというだけで、会期はずっとあるのですが。

(大森座長)

私ども調査会としては、一応中間報告を出しましたので、議会側の皆さん方の感触とか反応とか県民の反応とかいろいろ出てきていますので、それを伺った上で最終報告に向けてもうちょっと議論を重ねないといけないことが出てくるかも知れません。だから政務調査費についても一定程度目途を付けておかなければいけないので、ちょっと時間の割り振りみたいなものを念頭において作業を進めないといけないと思います。

今日いくつか事務局を通してお願いできるようなことについては、次回に間に合えば少し資料を提出していただきて議論を重ねることにいたします。せっかく来ていますから、その段階で何人かでもいいから、ヒアリングができる人がおいでになればさせていただければと思うのですが。

(事務局)

前に議員の個別のヒアリング、意見交換をしていただいた時は非公開だったと思うのですが、今度も同じように非公開という形で考えて、この調査会の場面ではなくて、調査会は原則公開でやっていただいているが、別な場面を設けるという形で検討させていただくのはよろしいでしょうか。

(廣瀬委員)

そうでないと、おそらく。

(事務局)

この場ではちょっと難しいかと思いますので。

(大森座長)

前回ヒアリングしたような形にしましょうか。

(事務局)

別途にまたお集まりいただける日を聞かせていただかないと、あの時は2名

ぐらいでやっていただきましたが、またそこらへんの日程調整の問題がありますので。

(岡本委員)

今度、26日の午後ですよね。だから26日の日は多分夕方ぐらいまで先生がみんな時間を持ってあるから、もしその日にある程度できれば。無理であればその次の日を、違う日を決めていただいたらいかがですか。

(大森座長)

26日は午後1時からでしたか。

(岡本委員)

議長さん、次ぐらいで比較的時間に余裕のある時期はいつ頃ですか。

(山本議長)

一応、26日ですよね。勿論、4月1日という日曜日に1回特例でやるのですが、その前ですと、みんなが寄るのは26日ですよね。もし例えば調査会が開かれて、それぞれの議員によってその日の日程というのがあるのでしょうか、今日の5人の先生たちが少し時間を、2時でも3時でもおるよということでしたら、それぞれの会派から出ていただいてヒアリングはできるとは思いますが。日程はまだちょっと分かりません。それぞれの議員の日程は分かりませんが、予め会派に言っておかなければいけないと思いますが。

(大森座長)

じゃあ、この調査会は1時から2時までの1時間にしましょう。その後、できる方でヒアリングをさせていただいて、場合によっては皆さん方のご都合が許せば4時ぐらいまでヒアリングをさせていただいて、可能ならちょっと延ばしていただくということで。あるいは可能な先生方でヒアリングをするということにして、少し出てきた資料があれば、それで1時間ぐらい検討しましょうか。その上でヒアリングの準備に入りましょう。26日、議員さんがおいでになるのなら、そうやったほうが早い。ちょっと見当を付けないと、その後の議論がしにくいものですから。

じゃあ、26日に1時から2時までこの調査会のこのスタイルを続け、その後、ヒアリングを非公開で手分けをしてやると。そういう段取りにさせていただくということでよろしゅうござりますか。

議長さん、そういうことでお願ひします。

(山本議長)

はい、了解しました。

(岡本委員)

あれだったら、もう1日ぐらいヒアリングの日を調整できるのなら。

(事務局)

後ほどご予定を聞かせていただいて、議会の日程もありますので、議員が本会議等で来ていただいている時期であれば、タイミングがうまく合えば別でも行けるかと思いますが、後ほどご予定を聞かせていただくということで、よろしいですか。

(大森座長)

はい、結構です。

この政務調査費の使い方について他の自治体のことを調べるのは必要ないでしょうか。廣瀬さんはどうですか。この前の報酬については、一応先行していた自治体について勉強した上で書きましたが、政務調査費についてはどうしたらしいいのでしょうか。他の自治体について。

(廣瀬委員)

金額そのものはその推移を見てみましても、昔のことは分かりませんが、バラの頃にいろいろとやはり、それこそ昭和60年から平成3年、4年までの間で倍になっているわけですね。これがちょっと全部の県についてというのは大変かも知れませんが、前回、類似団体と言うか、同じ財政力のところやおそらく横並びという要素も相当あります、全国的に相場というのと、賃貸料その他が上がって行くという事情もあったのでしょうか。そういうことでその前の時期とはかなり大きく変わった額になって、平成の頃、4年以降は30万、あと若干上がっていますが、安定していると。それを比較の中で押さえておいたほうがいいかなとは思っています。

(大森座長)

現在の条例本則の政務調査費について会派と個人でどういうふうに分けているかということはすぐ分かりますよね。

(事務局)

それは第1回の調査会資料にすでにお出しをしております。ただ、先ほど廣瀬先生が言わされたように、その財政力指数のグループ分けまでは行っておりません。順番に並べただけですが、第1回の時には会派分、個人分、それから特例でどのようなことをやっているかということももうすでにお出しをしております。

(大森座長)

報酬の時に一応グループ分けにして、ここ的位置を調べましたでしょ。あの財政力指数の表を使って政務調査費をやってみて、何か出てくるかどうかですね。結局、調べたのだけど、あんまりあれば決め手にならなかつたでしょ。だから一応全部調べてみて、何かうまい比較ができるかどうかですけど、政務調査費がバラつきで何か傾向、つまり他の県がどうしてこういうふうに考えているのか、あるいは個人と会派の按分についても、何か違うからどうしてそうなるのか、何か傾向が伺えるかも知れない。あの財政力指数のグループ分けのやつでやってみましょうか。それは表を作るだけでしょ？

(事務局)

はい、並べ替えるだけでございます。

(大森座長)

それで一応とりあえずその程度の比較を一回やってみましょうか。

小さい町村で、政務調査費なんかのないところで、議会の議員さんたちがせつせといろいろ政策提言をしたりしますよね。だから政務調査費があればするとは限らないのですよね。そこがまた難しくて。

それから、最終報告をめぐって少し私が気になっていることは、今まで報酬についても、政務調査費についても、私どもが問われているのは、政治判断をせず、制度上、適正水準が探れないかと。ただ、全体の総額というのがあるわけでしょ。県民から見れば、全体の総額、公費で支給している総額があつて、だからそういうトータルが、実は報酬等審議会でいつも県民1人当たりいくらになっているかとか調べている理由は、実は総額問題なのですよね。

だから、どこかでその個別にこうやって検討していますが、三重県の議員さんの処遇のあり方について、総額でも一回ちゃんと議論すべきじゃないかと思うのです。そこから何かうまいこと言えるかどうか分かりませんけど。

今回の中間報告に対して、やっぱり事情が分からぬ県民の方々から相当厳しい批判が出ているのですよね。それは明らかです。ですから、それは事情を知らないだけじゃなくて、全体としてこのぐらいのお金をかけて議員の仕事をやってもらっているのですと、トータルのイメージで示されないと、個別の事柄について世間の動向などが念頭に上がるものですから、そういう議論を誘発してしまうのですよね。

そのことがちょっと気がかりなので、全体の総額の議論もどこかでさせていただいて、現在、議員さんたちに係わっている公費全体はこうなっていて、ここはこういう考え方でこういうふうになっているということを示すべきじゃないかと思っているのです。それは最終報告に向かって少しまた皆さんのご意見を伺いたいと思います。

個別の問題について、個別に火が噴き始めると、全体の議会活動のあり方ですでの、何か少し問題が起こってしまうのではないかと気がかりなものですから、そういうことも考えていきたいなと思っています。

本日、何か皆さん方からございますか。

なければ、今日実は私、中間報告を全員協議会で報告することになっています。報告して若干の質疑を受けることになっていまして、私の心づもりは、中間報告に忠実に報告するつもりです。これ以外のことについてはあまり言わないことにしていますが、私の性格ですから、ついつい質疑応答で言ってしまうのではないかと恐れをなしていますけど、できるだけこの中間報告ではどういうスタンスで何を考えてどこが狙いであるかということを報告してまいりますが、もしかしたら失言するかも知れません。そのことをちょっと予め発言しておいて、なるべく控えめにしますけど。

一番気がかりなのは、やっぱりいろんな反応が出てくることの中には、今回は知事さんとの比較でやっているのですが、やっぱり知事さんのほうが政治判断で、自分の報酬の解釈についてもああいう措置を作っていますしょ。そのことを知っている県民からすると、私どもはあり方について、制度上のあり方について提言を出しているだけなのですが、なかなかそういうご理解が行くわけではなくて、やはりああいう点は火を噴きやすいのですよね。数万円でも増額答申を出したら。計算すればそうですが、私ども、大筋としてこういう考

え方はいかがですかと言っているのですが、やっぱり新聞が「増額した」ということになっていますので、強い反発が起こるのですよね。だから全体として見ていかなければいけませんので、そのことを今日は議会の皆さん方にお伝えしていきたいなと思います。

何かご忠告などありましたら。

大きな流れは、私どもは、法律の扱い、報酬等審議会の扱い、さまざまな既存のものでなかなか決め手がなかった、不備であると。その中で率先して改革に取り組んでいる三重県のあり方として、こういう話はいかがかということを述べましたという、そういう趣旨にしたいと思っています。多分いろいろご質疑があるのでないでしょうか。

但し、政治判断でどうするかについては、私どもは物を言わないということをいきたいと思います。言えと言われば言いますけど。時節をよくご覧になつたらいかがですかぐらいのことは言うかも知れませんが、一応私どもに託されているテーマはこれですから、その他のこととは控えようと思っています。

何かご忠告などありますか。

(青山委員)

いや、理論として成立する世界と、それを実際に適用する世界というのはおののおのあっていいと思うわけですが、どんどん、どんどん小さくする、下がつてくるという、その前のやっぱりリーマンショック前後から非常に通常の勤め人はひどい目に遭っているわけですね。生活状況、経済状況、非正規だったり。そのことはやっぱりその理論を現実に適用する上では十分配慮する必要はあるけれども、それは実は調査会の仕事ではないというふうに整理することができると思うのです。ただ、その時に今度は、実質のほうの側がとにかくひたすら安くしていくということは、ちょっと言葉がどぎついですが、ばらまき型ポピュリズムになる可能性が十分あるというので、一方でまともなきちんと仕事をするんだという理由で、制限のない下方競争は、結局、地方自治を崩壊させるのではないかと思います。

やっぱり「世間」という言葉はあんまりいい言葉じゃないのですが、人々はここ数年、経済状況、生活が非常に不安定になっているということは、やっぱり直視しないといけないのでないかという気がするのです。

(廣瀬委員)

一言だけ。これは多分伝わると私自身が批判されるかなと思いつつ、やはり公職、選挙で選ばれる方は、自治体で選挙で選ばれる方というのは、自治体に対する寄付はできません。その趣旨を考えると、私はこういう情勢の中で「本則を下げる」という公約はあっていいと思いますけれども、私の代だけ返上しますというのは、本来、ルール違反なんじゃないかと思います。

ただ、例えば責任を問われるような、まさに処分を受けるような事態が起きた時、その報酬に対してそれをカットする処分ということはあり得る話なので、そのことを考えると、そういう一定期間、支給を下げるということは法的には可能なので、その意味では違法ではないけれども、選挙の公約において、私が選ばれれば私の判断によって下げられますという形の約束でそういう措置を取られるということは、あまり望ましくないのでないかと。

そういう観点から、いや、本則自体が知事についてももっとこの経済情勢の中であれば、少なくあるべきだし、制度上、退職金を廃止すべきなのだという議論ならば大いに支持したいとも思いますし、またその中で、例えばその状況の中で議員の報酬がいくらであるべきなのだろうかという本則として考えた時には、先ほど出した我々の中間報告の比率で、またそれで考えていくということなのかなとは思います。

(青山委員)

報酬審議会の仕事だということですね。

(廣瀬委員)

そうですね。なぜ報酬審議会という外部性を持った、客觀性を持ったところで特別職について判断しなければいけないかという趣旨がそこにあるのではないでしょうか。

(大森座長)

私どもの中間報告、最終報告は、次の報酬等審議会は、これはこれを無視できないですからね。新しい要素が窺えることになると思いますからね。それはそれである種、前進ではないかと思うのですね、間違いなく。

分かりました。注意深く発言してまいります。

それでは、本日は以上とさせていただきます。皆さん、どうもありがとうございました。

ざいました。

(終)